

## 第8節 屋外消火栓設備

### 1 屋外消火栓の設置位置

屋外消火栓の設置位置は、政令第19条第3項第1号および第5号の規定によるほか、次によること。

- (1) 屋外消火栓は、原則として、建築物の出入口付近に設けること。
- (2) 同一敷地内に複数の棟がある場合または政令第19条第2項の規定により一の建築物とみなされた場合には、棟ごとに屋外消火栓を設けること。ただし、ホースが各棟の建築物内の各部分に延長できる場合には、この限りでない。
- (3) 政令第19条第4項の規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは、ホース接続口から水平距離が40mの範囲で、かつ、当該範囲内に容易にホースが延長でき、有効に消火できる部分であること。

### 2 加圧送水装置

#### (1) 種別

加圧送水装置は、省令第22条第10号の規定によるほか、第2節屋内消火栓設備1.

- (1). イおよび(2). イを準用すること。

#### (2) 設置場所

第2節屋内消火栓設備1. (1). アおよび(2). アを準用すること。

#### (3) 全揚程等

全揚程等は、省令第22条第10号イ、ロおよびハ(ロ)の規定によること。

#### (4) ポンプの吐出量

ポンプを用いる加圧送水装置は省令第22条第10号ハ(イ)の規定によるほか、次によること。

ア 他の消防用設備等と兼用または併用する場合にあっては、それぞれの規定吐出量を加算して得た量以上とすること。

イ 同一敷地内に複数の棟がある場合には、ポンプを兼用または併用することができる。

### 3 水源

第2節屋内消火栓設備2を準用すること。

### 4 配管等

#### (1) 機器

第2節屋内消火栓設備3. (1)を準用すること。

#### (2) 設置方法

ア 配管内の充水

- (ア) 第2節屋内消火栓設備3. (2). アを準用すること。

なお、補助用高架水槽による場合は、補助用高架水槽から主管までの配管は呼び径50A以上とすること。

- (イ) 前アにより設置する補助用高架水槽は、容量0.5m<sup>3</sup>以上とすること。

イ 立上り管

主配管のうち、立上り管は、呼び径65A以上のものとする。

### 5 起動装置

起動装置は、省令第22条第10号ホの規定によるほか、第2節屋内消火栓設備4を準

- 用すること。
- 6 非常電源、配線等  
第2節屋内消火栓設備5を準用すること。
  - 7 屋外消火栓の表示等  
屋外消火栓の表示等は、省令第22条第3号および第4号によるほか、次によること。
    - (1) 灯火および表示は、次によること。
      - ア 消火栓の位置を明示する赤色の灯火は、消火栓箱の上部または上端に設けること。
      - イ 加圧送水装置の始動を前アの灯火の点滅により表示できるものは、省令第22条第3号に規定する表示灯と兼ねることができる。
    - (2) 消火栓箱内に起動装置を設ける場合は、当該起動装置が容易に視認でき、かつ、操作し易い位置とすること。
  - 8 屋外消火栓箱の構造  
第2節屋内消火栓設備7.(1).イ.(ア)を準用すること。
  - 9 屋外消火栓等
    - (1) 屋外消火栓
      - ア 屋外消火栓は、地上式とすること。
      - イ 放水口のホース接続口は、原則として、屋外消火栓箱の内部に設けること。
    - (2) 消火栓開閉弁
      - ア 第2節屋内消火栓設備7.(1).イ.(イ)を準用すること。
      - イ ホース接続口は、結合金具の規格省令に規定する呼称65に適合する差し口とすること。
  - 10 屋外消火栓箱に格納するホース、ノズル等
    - (1) ホース
      - ア ホースは、前9.(2)のホース接続口に結合できる呼称65の長さ20mのものを設置すること。
      - イ 設置するホースの本数は、屋外消火栓箱の警戒範囲の歩行距離を考慮して、2本以上とすること。
    - (2) ノズル等  
ノズル（スムーズノズルに限る。）および管そうは、鑑定品を使用し、口径は呼称19mm以上とすること。
  - 11 総合操作盤  
総合操作盤は、省令第22条第11号の規定により設けること。